

[JASA Member News 072 / 2021FY] DXセミナー、Covid感染急拡大が確認された場合の対応、インボイス制度

1件のメッセージ

2022年2月1日 11:30

* このメールはJASA会員の連絡ご担当者様、ならびに受信ご希望者に送信しています。

JASA Member News 2021年度 072号をお届けいたします。

»» お手数ですが、ぜひ各記事のご担当者様への転送をお願いいたします ««

=====

1. JASA & SMA協働セミナー Web開催
2. 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応
3. 消費税制度（インボイス制度）

=====

» 『会員向けメニュー』 会員情報変更・会員ビジネス情報配信・限定サービス

URL <https://www.jasa.or.jp> (JASAホームページ最上段右手)

=====

1. JASA & SMA協働セミナー Web開催
(JASA教育研修コンテンツ事業推進委員会)

DXの真実を説く ～デジタル(技術)のプロはDXの素人～

JASA(教育研修コンテンツ事業推進委員会)とSMA(スキルマネジメント協会)がお送りします。

DXは、トップマネジメントが対処すべき最大の課題です。組込みシステム業界の経営陣、管理者にとってももちろんのことです。

「DX」という言葉は、数多の手垢がついてしまい本当の意味がわからなくなっていると言っても過言ではなく、「守りのDX」「攻めのDX」と意味不明な分類も出現している状況です。

本講演は、10年以上に亘って「デジタル時代」の到来を語り、デジタル・トランスフォーメーションを目指す多くの経営者に向けてアドバイザーサービスを提供している講師から【DXの真実】をお伝えします。

講演詳細・お申込み

https://www.jasa.or.jp/lists/jasa_sma2021seminar/

=====

2. 新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応

(経済産業省 情報産業課)

- ① オミクロン株患者の濃厚接触者の待機期間については、現時点までに得られた科学的知見に基づき、最終曝露日（陽性者との接触等）から7日間とし、8日目に待機を解除とすること、
- ② 上記①の濃厚接触者のうち、社会機能の維持のために必要な事業に従事する者について、各自治体の判断により、待機期間の7日を待たずに、4日目及び5日目の抗原定性検査キットを用いた検査で陰性確認できた場合でも、5日目に待機を解除する取扱いを実施できること等が示されております。

詳しくは

https://www.jasa.or.jp/dl/gov/20220201_1.pdf

3. 消費税制度（インボイス制度）

(経済産業省 情報産業課)

インボイス制度においては、消費税の仕入税額控除のためにインボイスの保存が必要になり、インボイスの交付を行うためには税務署への「適格請求書発行事業者（注）」としての登録申請が必要になるといった現行制度からの変更点があります。

また、制度の円滑な移行のため、免税事業者からの仕入れについても、制度導入後の3年間は仕入税額の80%、その後の3年間は仕入税額の50%を控除できる経過措置が設けられています。

(注) インボイスを交付できる事業者として税務署の登録を受けた事業者のことを指し、課税事業者がこうした登録を受けられることになっています。

» 登録申請開始に関する会員事業者へのご案内

次のサイトでは「適格請求書発行事業者」の登録申請手続を掲載しております。同サイト内には、事業者の方の制度理解に資する資料や国税庁・税務署が主催するどなたでも参加可能な説明会のご案内等も掲載しています。また、一般的なご質問を受け付けるフリーダイヤルも開設しております。

【国税庁 インボイス制度特設サイト】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/invoice.htm>

【国税庁 知っていますか？インボイス制度（リーフレット）】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0022001-063.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式の概要 インボイス制度の理解のために】

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/pdf/0020006-027.pdf>

【国税庁 適格請求書等保存方式に関するQ&A】

https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/zeimokubetsu/shohi/keigenzeiritsu/qa_01.htm

【国税庁 消費税軽減税率・インボイス制度電話相談センター】

0120-205-553（無料） 【受付時間】 9:00～17:00（土日祝除く）

» 「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」について

免税事業者やその取引先の対応に関して、消費税法だけでなく独占禁止法及び下請法、建設業法といった関係法令に基づいて「免税事業者及びその取引先のインボイス制度への対応に関するQ&A」をとりまとめて公表しています。これらの関係法令における個別事例等の問い合わせについては相談窓口がございます。

引き続き関係法令が遵守されるよう周知をお願いいたします。

【財務省】

http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/consumption/d02.htm

【公正取引委員会】

https://www.jftc.go.jp/dk/guideline/unyokijun/invoice_qanda.html

【中小企業庁】

<https://www.chusho.meti.go.jp/zaimu/zeisei/index.html>

【国土交通省】

https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000178.html

» 中小企業等に向けた支援措置等

令和3年度補正予算において、インボイス制度への対応に向けたIT導入補助金や持続化補助金といった予算措置が講じられています。

【中小企業庁 生産性革命推進事業】

https://www.chusho.meti.go.jp/koukai/yosan/2021/1224/003_seisansei.pdf

〓〓〓 発信元 〓〓〓

一般社団法人 組込みシステム技術協会

Email jasainfo@jasa.or.jp

» 『JASA Member News』 バックナンバー / 任意購読追加・削除は次のURLから

URL https://www.jasa.or.jp/archive/pr_archive/jasa-member-news/